

第1節 被災者の生活再建支援

災害により被害を受けた市民の自主復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため市が防災関係機関の協力のもと実施する生活再建支援対策について定める。※ 本節については、第2編震災対策編第3章第1節「被災者の生活再建支援」を準用する。

第2節 融資等による経済的再建支援

災害により被害を受けた農林漁業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため実施する金融支援対策について定める。※ 本節については、第2編震災対策編第3章第2節「融資等による経済的再建支援」を準用する。

第3節 公共施設等の復旧計画

災害により被害を受けた公共施設等の早期復旧を図るため、被害状況の調査、激甚災害指定の検討及び災害査定等、災害復旧に向けた一連の手続きを定める。※ 本節については、第2編震災対策編第3章第3節「公共施設等の復旧計画」を準用する。

第4節 災害復興計画

大規模な災害により社会経済活動に甚大な被害が発生した場合に、市が、住民、民間事業者及び施設管理者と連携して実施する災害復興対策について定める。※ 本節については、第2編震災対策編第3章第4節「災害復興計画」を準用する。

